

平成21年5月15日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
5月18日より、みずほインベスターズ証券株式会社において

プレミアセイリング

積立利率変動型個人年金保険

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:高野 茂徳、以下「第一フロンティア生命」)は、平成21年5月18日より、みずほインベスターズ証券株式会社(取締役社長:青木 建)において、**積立利率変動型個人年金保険「プレミアセイリング」**を販売開始いたします。また、今後、本商品の取扱金融機関の拡大を図っていく予定です。

「プレミアセイリング」は、将来必要な資金をしっかりとご用意いただける年金保険です。

本商品は、運用期間(積立利率保証期間)を5年・6年・10年と複数設定するとともに、運用期間ごとに積立利率を定め、その積立利率により積立金額が増加するしくみの個人年金保険です。そのため、運用期間満了時の年金原資額は、契約締結時に確定し、一時払保険料相当額を上回りますので、大切な資産を確実にふやせます。なお、契約締結時の積立利率は、市場金利の動向に応じてタイムリーに月2回(1日と16日)設定します。

また、本商品は、さまざまな年金原資額の受取方法を設定するとともに、運用期間を短縮して年金支払いを開始させることができる機能等も有しており、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えすることができる自在性に富んだ商品となっています。

第一フロンティア生命は、第一生命保険相互会社(社長:斎藤 勝利)のグループ会社の一員として、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。

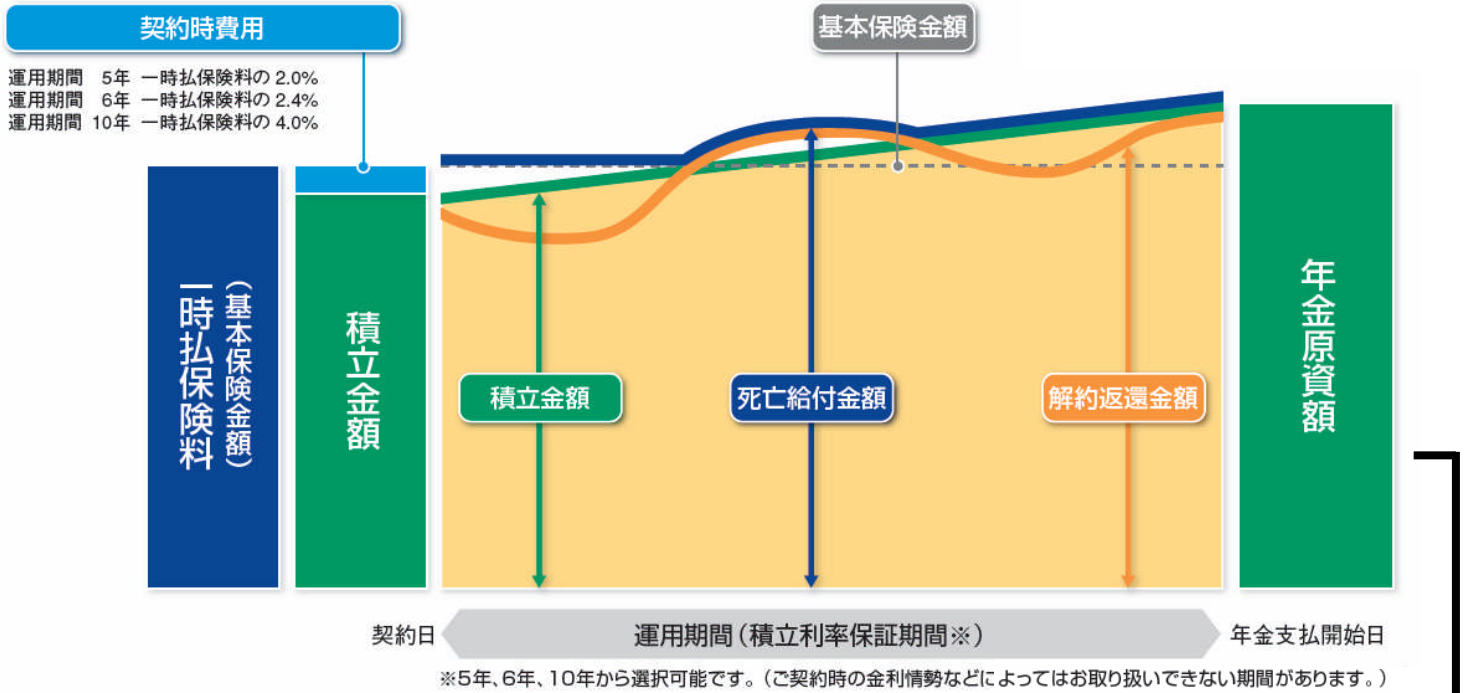
第一フロンティア生命は、“ご契約者第一主義”を創立以来の経営理念とする第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

プレミアセリング

のしくみと特徴

積立利率変動型個人年金保険



| ご契約例 一時払保険料 1,000万円 運用期間10年 | 積立利率(※) | 実質利回り(※) (小数点第3位 以下切捨て) | 10年後の年金原資額 (万円未満切捨て) |
|--------------------------------------|----------|-------------------------------|-------------------------|
| | 1.00%の場合 | 0.58% | 1,060万円 |
| | 1.50%の場合 | 1.08% | 1,114万円 |
| | 2.00%の場合 | 1.58% | 1,170万円 |

※現在の積立利率・実質利回りは「積立利率のお知らせ」にてご確認ください。

* 上記しくみ図は更新しない場合のイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証するものではなく、解約返還金額が積立金額を超えないこともあります。



1. 運用期間満了時には大切な資産を確実にふやせます。

- 運用期間満了時の年金原資額は、契約時にあらかじめ定められており、一時払保険料相当額を上回ります。

2. 年金原資額の受取方法は、さまざまな受取パターンから選択できます。

3. 死亡給付金額は、一時払保険料相当額が最低保証されます。

4. 年金支払開始日を繰り上げることができます。(繰上げ年金開始)

5. 積立利率保証期間を更新(延長)し、最長90歳(※)まで運用することができます。

(※)被保険者の年金受取開始年齢

【主なお取り扱いについて】

| 一時払保険料 | 100万円以上5億円以下(1万円単位) | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|----------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 積立利率保証期間 | 5年、6年、10年、1年(※) (※)積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 *ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。 | | | | | | | | | | | |
| 契約年齢 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">積立利率保証期間</th> </tr> <tr> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～85歳</td> <td>0～84歳</td> <td>0～80歳</td> </tr> </tbody> </table> | 積立利率保証期間 | | | 5年 | 6年 | 10年 | 0～85歳 | 0～84歳 | 0～80歳 | | |
| 積立利率保証期間 | | | | | | | | | | | | |
| 5年 | 6年 | 10年 | | | | | | | | | | |
| 0～85歳 | 0～84歳 | 0～80歳 | | | | | | | | | | |
| 年金種類 | <ul style="list-style-type: none"> 確定年金(3～7年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) 死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金 ※年金の支払にかえて、年金原資額を一括で受取ることができる制度(年金原資額の一時支払)もあります。 | | | | | | | | | | | |
| 付加できる特約 | <ul style="list-style-type: none"> 死亡給付金の年金払特約 | | | | | | | | | | | |
| 諸費用 | この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。 <ご契約時> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">契約時費用</td> <td>基本保険金額に対して</td> </tr> <tr> <td>(積立利率保証期間 5年)2.0%</td> </tr> <tr> <td>(積立利率保証期間 6年)2.4%</td> </tr> <tr> <td>(積立利率保証期間10年)4.0%</td> </tr> </table> <積立利率保証期間中> 直接ご負担いただく費用はありません。 <積立利率保証期間の更新時> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">更新時費用</td> <td>積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して</td> </tr> <tr> <td>(積立利率保証期間 1年)0.2%</td> </tr> <tr> <td>(積立利率保証期間 5年)1.2%</td> </tr> <tr> <td>(積立利率保証期間 6年)1.4%</td> </tr> <tr> <td>(積立利率保証期間10年)2.4%</td> </tr> </table> <年金受取期間中> 保険契約関係費(年金管理費):受取年金額に対して1.0% | 契約時費用 | 基本保険金額に対して | (積立利率保証期間 5年)2.0% | (積立利率保証期間 6年)2.4% | (積立利率保証期間10年)4.0% | 更新時費用 | 積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して | (積立利率保証期間 1年)0.2% | (積立利率保証期間 5年)1.2% | (積立利率保証期間 6年)1.4% | (積立利率保証期間10年)2.4% |
| 契約時費用 | 基本保険金額に対して | | | | | | | | | | | |
| | (積立利率保証期間 5年)2.0% | | | | | | | | | | | |
| | (積立利率保証期間 6年)2.4% | | | | | | | | | | | |
| (積立利率保証期間10年)4.0% | | | | | | | | | | | | |
| 更新時費用 | 積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して | | | | | | | | | | | |
| | (積立利率保証期間 1年)0.2% | | | | | | | | | | | |
| | (積立利率保証期間 5年)1.2% | | | | | | | | | | | |
| | (積立利率保証期間 6年)1.4% | | | | | | | | | | | |
| (積立利率保証期間10年)2.4% | | | | | | | | | | | | |

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

- この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整(※)を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 繰上げ年金開始をした場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。

(※)市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる手法のことをいいます。

このため、解約(減額)時の市場金利がご契約時と比べて変動した場合には、解約返還金額が増減することがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」を必ずご覧ください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。